



令和6年7月18日
午後4時30分

「中山間地域等直接支払交付金の取扱いに係る説明会」を開催します

石灰砂礫土を盛土した農地に関する中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて、説明会を開催します。

- 1 目的 石灰砂礫土で盛土した農地（いわゆる「盛土農地」）は、中山間地域等直接支払交付金の対象とはならないことから、同交付金の取扱いについて説明を行う。
- 2 日時 7月20日（土） 午後2時～4時
- 3 場所 一関市役所東山支所 第1会議室
- 4 対象 盛土農地が集落協定の範囲内にある集落
- 5 内容 (1) 中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて
 - ・ 制度の概要
 - ・ 今後の予定(2) 協定集落ごとの確認及び説明
 - ・ 盛土農地および交付金の取扱い

6 その他

(1)の「中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて」は、公開します。

(2)の「協定集落ごとの確認および説明」は、個人情報が含まれることから非公開とします。

問い合わせ先 一関市役所
〒021-0523 岩手県一関市竹山町7番2号
農林部農政推進課長 佐藤 正彦
電話: (0191) 21 - 8421 (ダイヤルイン) FAX: (0191) 21 - 4221
メールアドレス: noseisuisin@city.ichinoseki.iwate.jp